

平成 25 年 2 月 5 日

各 位

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
株式会社 インタースペース
代表取締役社長 河端 伸一郎
(コード番号：2122 東証マザーズ)
問合先：取締役経営管理本部長 岩淵桂太
TEL：03-6821-0711 (代表)

株式分割、単元株制度の採用、定款一部変更及び期末配当予想の修正等について

当社は、平成 25 年 2 月 5 日開催の取締役会において、株式分割及び単元株制度の採用等についての決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨をふまえ、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用するとともに、流動性の向上を図るため、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることが目的として、1 株を 200 株に分割します。

2. 株式分割について

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（当日は休日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 3 月 31 日最終の発行済株式総数に 199 を乗じた株式数といたします。平成 25 年 2 月 4 日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のようになります。

①株式分割前の発行済株式総数	34,580 株
②今回の株式分割により増加する株式数	6,881,420 株
③株式分割後の発行済株式総数	6,916,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000 株

※上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 平成 25 年 3 月 15 日（金）
- ②基準日 平成 25 年 3 月 31 日（日）
※ただし、当日は休日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金）となります。
- ③効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月）

(4) その他

- ①今回の株式分割に際して、資本金額の変更はありません。
- ②今回の株式分割に伴う配当予想の修正について
平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として当社株式 1 株を 200 株に分割することに伴い、平成 25 年 9 月期の 1 株当たり期末配当予想につきまして、平成 24 年 11 月 6 日付「平成 24 年 9 月期 決算短信」に記載の予想額である 1,000 円から 200 分の 1 の 5 円へ修正いたします。
※本件は株式分割に伴う 1 株当たり期末配当予想の修正であり、通期配当総額に実質的な変更はありません。

(平成 25 年 9 月期配当予想の修正)

基準日	1 株あたりの配当金		
	第 2 四半期末	期末	合計
前回予想 (平成 24 年 11 月 6 日発表)		1,000 円 00 銭	1,000 円 00 銭
今回修正予想		5 円 00 銭	5 円 00 銭
前期実績		800 円 00 銭	800 円 00 銭

③新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 25 年 4 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

(平成 17 年 3 月 9 日株主総会により決議された新株予約権)

	調整前行使価額	調整後行使価額
第 2 回新株予約権	17,500 円	88 円

(平成 17 年 12 月 20 日株主総会により決議された新株予約権)

	調整前行使価額	調整後行使価額
第 3 回新株予約権	50,000 円	250 円

3. 単元株制度の採用について

- ① 「2. 株式分割について」の効力発生日をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。
- ② 効力発生日は平成 25 年 4 月 1 日といたします。
※平成 25 年 3 月 27 日をもって、東京証券取引所における株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更いたします。

4. 定款変更について

変更の内容は以下のとおりです。

- ① 株式分割により、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000 株</u> とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000 株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 7 条～第 32 条 (条文省略)	第 8 条～第 33 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成 25 年 4 月 1 日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

以上